

3-1 「高等教育計画」について

昭和46年中央教育審議会答申において、高等教育の全体規模、地域的配置などについて、長期の見通しに立った国としての計画策定の必要性が指摘された。これを受け、昭和51年度以降、5回にわたり「高等教育計画」又は「将来構想」が策定された。そこでは、18歳人口の増減等を踏まえ、高等教育規模を想定した上で、大学等の新設の抑制等の措置がとられた。なお、平成15年度より抑制方針が基本的に撤廃された。

1. 昭和50年代前期計画(昭和51年度～昭和55年度)

- 期間中、18歳人口が160万人前後で推移する中、大学への大都市への過度の集中を抑制。地方の大学の計画的整備を進めた。
- 昭和50年に私立学校振興助成法とともに私立学校法が改正され、私立大学の量的拡大に対する一定の規制と質的改善が図られた。

2. 昭和50年代後期計画(昭和56年度～昭和61年度)

- 前期計画に引き続き、18歳人口が160万人台から暫時増加する中、進学動向が停滞傾向にあることを踏まえ、量的拡大の抑制、地域配置の適正化等の観点から高等教育の整備を進めた。

3. 新高等教育計画(昭和61年度～平成4年度)

- 平成4年度までに18歳人口は205万人に急増し、それ以降急減することから、昭和58年の進学率(35.6%)をピーク時における維持するため、全国の大学・短大・専門大学の入学定員増を行なうこととした(このうち、4万4千人は、期間を限定した臨時の定員)。

4. 平成5年度以降の高等教育の計画的整備(平成5年度～平成12年度)

- 期間中に18歳人口が150万人程度まで急減するため、引き続き大学の新設を原則として抑制しつつ、臨時の定員を解消することとした。

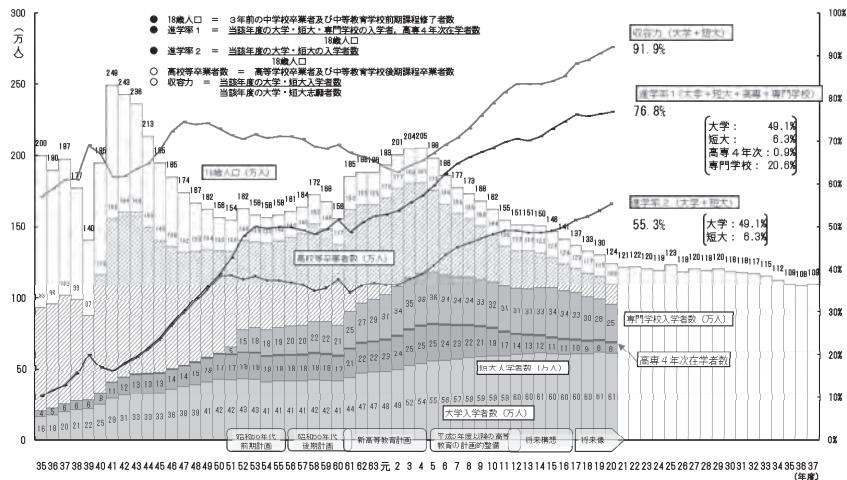
5. 平成12年度以降の高等教育の将来構想(平成12年度～平成16年度)

- 18歳人口の急減により量的の規模の縮小が見込まれることから、計画的整備目標は設定せず、引き続き大学の新設は原則として抑制した。
- 臨時の定員については段階的に解消する一方で、平成11年度の規模の割合程度の恒常的定員化を認めたこととした。

6. 我が国の高等教育の将来像(平成17年度以降)

- 平成15年に大学・学部等の設置に関する抑制方針を基本的に撤廃し、政策手法を「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」に移行。
- 若年人口の過半数が高等教育を受けるユニバーサル段階では、大学の機能別分化に基づく多様化・個性化と大学教育の質の保証が重要な課題であるとした。

3-2 18歳人口、進学率の推移



3-3 「高等教育計画」等における規模の考え方(主なもののみ)

	昭和50年代前期計画	昭和50年代後期計画	新高等教育計画
計画期間	昭和51-55年度	昭和56-61年度	昭和61-平成4年度
期間中の18歳人口の動向	昭和40年代の減少が下げ止まり、概ね150万人台で推移。	161万人から185万人に増加(途中、昭和59-60年度に落ち込む)。	162万人から205万人に増加。
進学率の考え方	【大学・短大・高等の進学率】昭和50年度の38.3%に対し、55年度に40.3%を想定。	【大学・短大の進学率】昭和54年度の37.9%に対し、昭和61年度に37%を見込む。	【大学・短大・高等の進学率】昭和58年度の35.6%の水準を、18歳人口がピークに達する平成4年度でも維持。
定員の取扱いの方針	○入学定員を2.9万人増(進学者数は3.2万人の増)。	○入学定員を3.4万人程度の増(実員では4万人程度の増)。	○18歳人口の大幅な増減に対処するため、恒常的定員を4.2万増とともに、臨時の定員を4.4万増。
地域別の考え方	○大都市の大学等の新增設を抑制。 ○地域配置の不均衡の是正を図るため、全国を8ブロックに分けて、昭和55年度における一応の目途を示す。	○大都市の大学等の新增設を抑制。 ○地域配置の適正化を進めるとともに、全国を8ブロックに分けた整備の目途(試算)を示す。	○大都市の大学等の新增設を抑制。 ○地域配置の適正化を図る方針を維持し、全国を13ブロックに分けた定員増の目途を示す。
分野別の考え方	計画規模・地方配置等の指標に従いつつ、 ①医師、歯科医師、看護婦その他の医療技術者、教員養成 ②新しい学問分野や研究者養成等に係る将来の需要に応えるものには計画的に整備。	○複雑、高度化し、かつ国際化した社会の要請に対応する積極的な大学教育の改善や人材養成が特に必要な分野等に留意して整備。 ○医師、歯科医師の養成は整備が概ね達成されたため拡充は予定しない。	○教育研究上の必要性や、社会的要請の変化等に適切に対応(「看護婦その他医療技術者の養成等」等が設置審で決定)。 ○医師、歯科医師、歯医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない。

平成5年度以降の高等教育の計画的整備	平成12年度以降の高等教育の将来構想	我が国の高等教育の将来像
平成5-12年度	平成12-16年度	平成17年度-
198万人から151万人に減少。	151万人から141万人に減少。	137万人から減少。
【大学・短大・高等の進学率】平成12年度について、ケース1(40.0%)、同2(41.2%)、同3(42.2%)の3つを想定し、当面ケース1を念頭。	【大学・短大の進学率】(平成11年度の臨時的定員の5割程度を恒常的定員化する場合)平成11年度の進学率(48.4%)の水準は平成16年度にも下回らないと試算。	18歳人口に対する進学率の指標としての有用性は減少。「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」に移行。
○大学等の新增設は原則抑制の方針。 ○臨時の定員は定められた期限の到来による解消が原則。なお、平成5年度以降の状況を踏まえ、適切な審査を行うことについて検討が必要。	○大学の全体規模は基本的に抑制的に対応。 ○臨時の定員を段階的に解消する一方、平成11年度の規模の5割程度を恒常的定員化することを認める。	○平成15年度より、抑制方針を基本的に撤廃したことによって、設置基準に定める大学としての要件を満たすものは、原則これを認める準則主義に転換。
○大都市の大学等の新增設を抑制。ただし、三大都市圏以外の政令指定都市は地域制限を設けない。	○大都市の大学等の抑制を継続。ただし、一定の弾力化を図る。	○平成15年度より、大都市における抑制方針を撤廃。
○情報関係、社会福祉関係、医療技術関係などの分野へのニーズ、国際化社会の発展や先端科学技術の進展に伴う教育研究の推進が必要。 ○医師、歯科医師、歯医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない。看護職員は整備を図る必要。	○時代の変化に即応するためにには、極めて必要性の高いものについて新增設を認めることが必要。 ○医師、歯科医師、歯医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない。	○医師、歯科医師、歯医師、教員、船舶職員の抑制は維持。(教員の抑制は、17年度の申請から撤廃)

3-4 アメリカの州立大学の計画的整備

連邦制国家であるアメリカでは、高等教育機関の設置及び認可は、州政府に権限があり、州政府が高等教育マスター・プランを通じて、高等教育の機能別分化や進学機会の充実等の取組を進めている。

1. カリフォルニア州の教育マスター・プラン

○カリフォルニア州では、州憲法と州政府の教育マスタープランに基づいて、州立大学が3つのグループに機能別分化されており、州政府は、その分化に応じて、必要な財政支出等を行っている。

①UC (University of California)

- Davis, Berkeley等の10大学は、州内の成績上位12.5%内の者を主に受入れ。
- 研究や大学院教育を重視し、学部教育、修士プログラム、各分野のPhDプログラム、プロフェッショナル・スクールを担う。

②CSU (California State University)

- 23大学は、州内の成績上位1/3以内の者を主に受入れ。
- 学部教育、修士プログラム、看護・農学など特定応用分野のPhDプログラム、教員養成を担う。

③CCC (California Community College)

- 110大学があり、入学者に関する要件はない。
- 職業教育と学士課程の1・2年次に相当する一般教育を担う。

2. その他の州の動向

○他州においても、高等教育への参加者の増加や、州内の地域や人種間の機会の進学格差の縮小等は大きな政策課題となっており、各種の計画が設けられている。

○例えば、テキサス州の「2000年高等教育計画」は、2015年までに、学生数を63万人増加、学士等の取得者を9.5万人から21万人に増加、工学・コンピュータ・数学・物理の学士等取得者を1.45万人から2.9万人に倍増するなどの計画を掲げている。

3-5 イギリスの大学の量的規模の拡大

イギリスでは、大学教育の規模の拡大の観点から、90年代のポリテクニクの大学への昇格や、現在の“widening participation”の政策が取られている。

1. 1992年のポリテクニクの大学への昇格

○イギリスでは、従来、高等教育機関のうち、大学以外のポリテクニク等は、独自の学位授与権を持たず、地方教育当局により設置・運営される公営部門だった。

○まず、1989年には、ポリテクニク等は、地方政府の所管を離れ、独立の法人格を認定され、その運営費は国庫から交付されることとなつた。

○さらに、大学教育に多くの者が進学する機会が提供されることが政策目標とされ、「1992年継続・高等教育法」により、ポリテクニク等のうち、一定の規模と内容を持つものには、独自の学位授与権が与えられ、大学の名称を付すことができるのこととなつた。

○これにより、約50校のポリテクニクが大学になり、イギリスの大学は一挙に倍増した。

○この結果、大学進学者数が増加し、1988年の進学率15.1%に対し、1994年には31.1%に大きく上昇した。

(なお、イギリスでは、職業教育を担う「継続教育カレッジ」は、上記の高等教育機関と別に存在する。)

2. 近年の大学の規模拡大政策

○現在、18~30歳の者の高等教育の進学率は約43%とされるが、これを2年間ごとに1%ずつ上昇させ、50%に達することが政府の政策目標とされている。

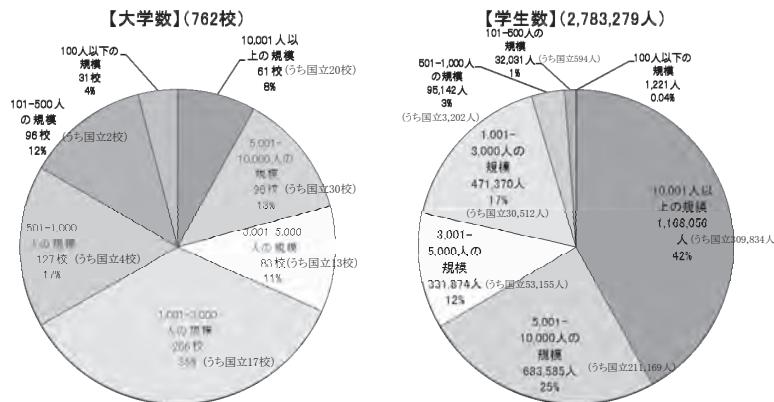
○その際、出身社会階層により進学状況に大きな違いが見られることが論点となっており、“widening participation”的考え方により、より平等・公平な進学機会の拡充のために、若者の進学意欲を高めることが課題とされている。

○また、現在、高等教育担当大臣の求めに応じて、高等教育の将来像に関する議論が活発になされており、その一環として、「大学が直面している人口動態の課題」が取り上げられている。そこでは、今後の地域ごとの人口の変動、若者の大学進学意欲の動向、移民政策の展望等を踏まえた検討がなされている。

3-6 国公私立大学の在学者数規模別の大学数と学生数

国公私立大学のうち、学生数(学士・修士・博士の各課程の合計)が1万人を超える大学は全体の8%(61大学)であり、ここに全学生数の42%が在籍する。3,001人以上の規模の大学(242校、32%)の大学に78%の学生が在籍する。

平成20年度(学士・修士・博士課程の合計)

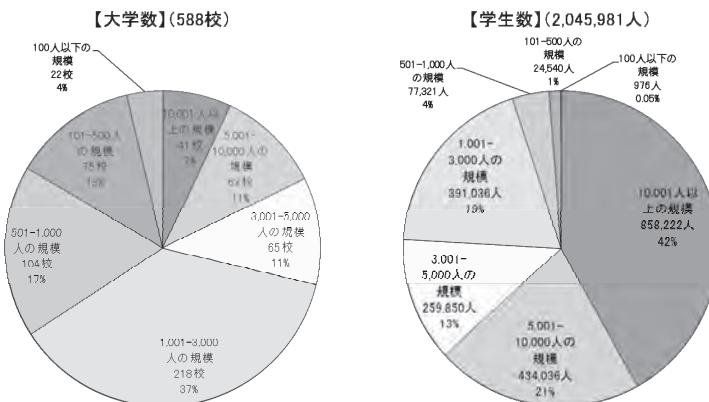


文部科学省「平成20年度学校基本調査報告書」のデータを基に特別編集

3-7 私立大学の在学者数規模別の大学数と学生数

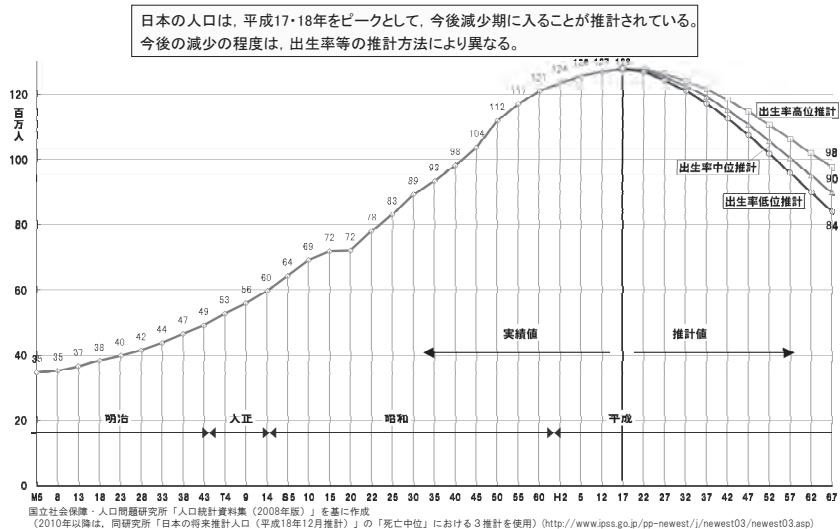
私立大学のうち、学生数(学士・修士・博士の各課程の合計)が1万人を超える大学は全体の7%(41大学)であり、ここに全学生数の42%が在籍する。3,001人以上の規模の大学(169校、29%)に76%の学生が在籍する。

平成20年度(学士・修士・博士課程の合計)



文部科学省「平成20年度学校基本調査報告書」のデータを基に特別編集

3-8 日本の人口の推移



3-9 大学数や進学率等に関する欧米との比較

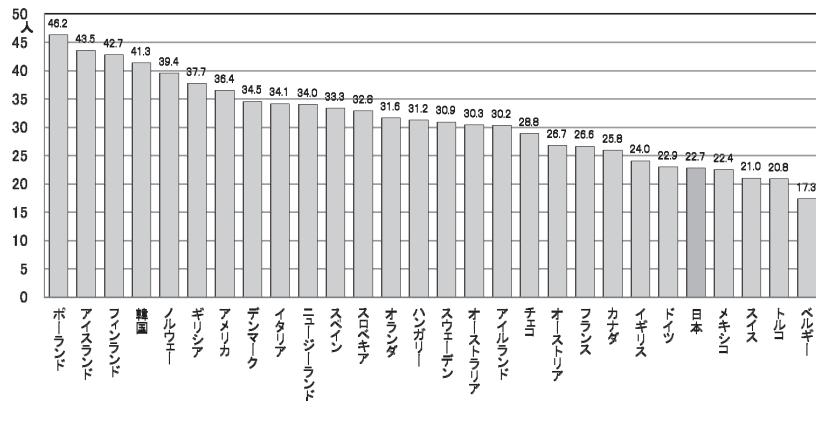
アメリカでは、私立が大学数の7割以上を占めるが、学生数では州立大学が7割近くを占める。また、ヨーロッパでは、大学数・学生数とも、国立（連邦制であるドイツは州立）が多くを占める。
我が国は、人口1000人当たり学生数や留学生受入数に関して、欧米に後れを取っている。

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
大学数	752校 	2,579校 	169校 	94校 	376校
学生数 (学部・大学院のみ)	学部252万人 大学院26万人 	学部848万人 大学院252万人 	学部180万人 大学院56万人 	学部88万人 大学院52万人 	学生数199万人
学部進学率	49%	64%	57%	41%	37%
人口1000人当たり学生数	22人 学部 20人 大学院 2人	37人 学部 29人 大学院 9人	39人 学部 30人 大学院 9人	23人 学部 14人 大学院 9人	24人
留学生受入数	9万1000人 学部 6万人 大学院 3万2000人	56万5000人 学部 23万6000人 大学院 26万人	24万9000人 学部 13万2000人 大学院 11万7000人	21万人 学部 10万2000人 大学院 10万8000人	19万人

日本は2008年、アメリカは2006年、イギリスは2005年、フランスは2005年、ドイツは2005年、韓国は2006年の統計を主に使用
〔文部科学省「教育指標の国際比較」、OECD「国別でみる教育」、各国の統計資料等を基に作成。表中の数値は、四捨五入により合計が一致しないことがある〕

3-10 人口1,000人当たりの大学在学者数（国際比較）

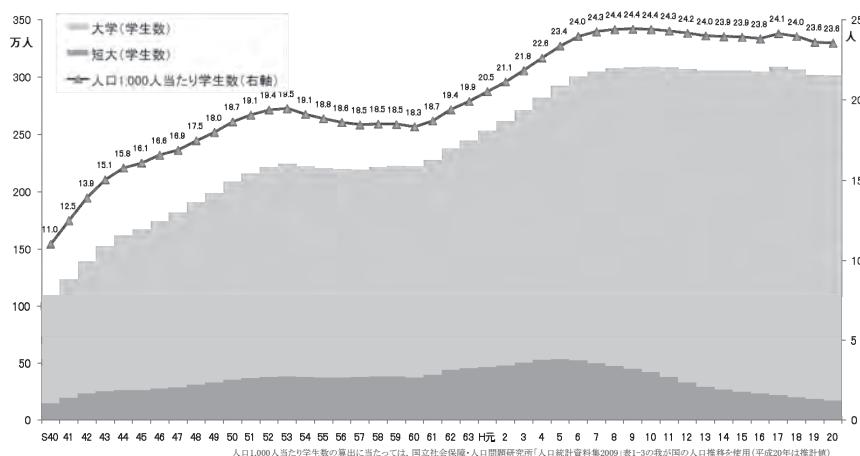
諸外国との比較で見ると、人口に対する我が国の大学在学者数の割合は決して高いとは言えない。



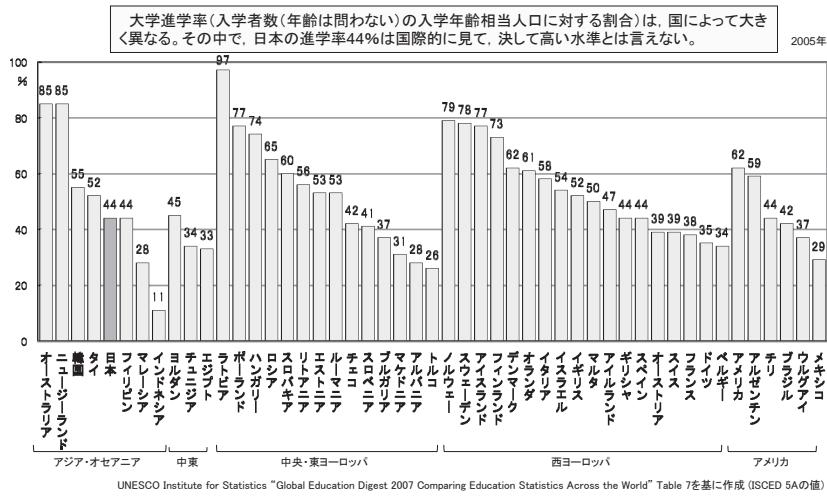
OECD教育データベース

3-11 人口1,000人当たりの大学在学者数の推移

人口1,000人当たりに占める大学(短大を含む)学生数は、平成6年度の24.0人以降横ばい傾向だが、近年わずかな減少傾向が見られる。

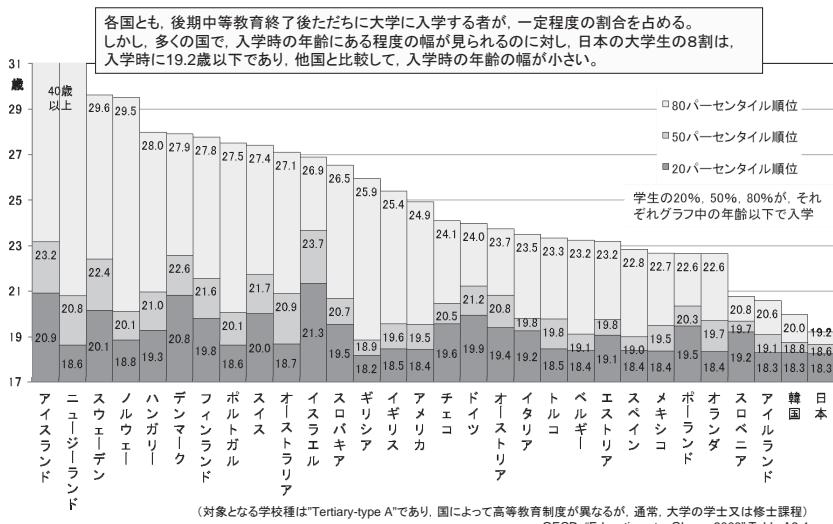


3-12 各国の大学進学率の比較

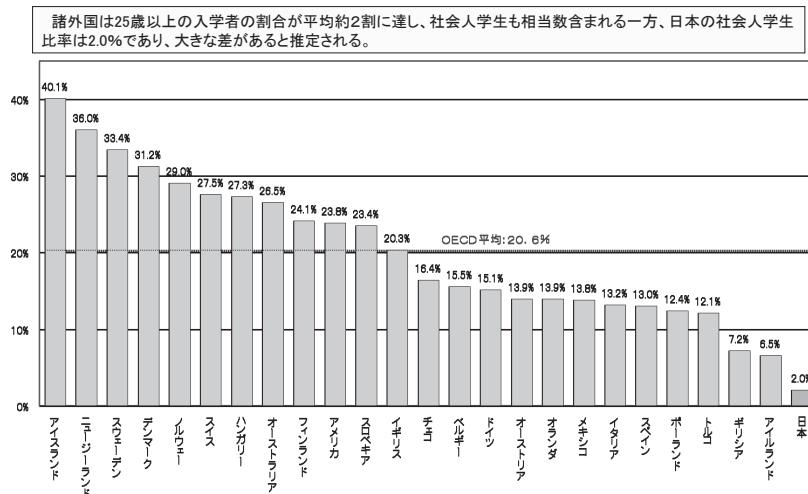


上記のほか、中国の進学率は約20%、シンガポール23.5%(ボリテクを加えると62%)、台湾79.0%と推計される。
(いずれも、各国の統計を基に文部科学省において独自に試算)

3-13 大学への入学年齢の散らばりの国際比較



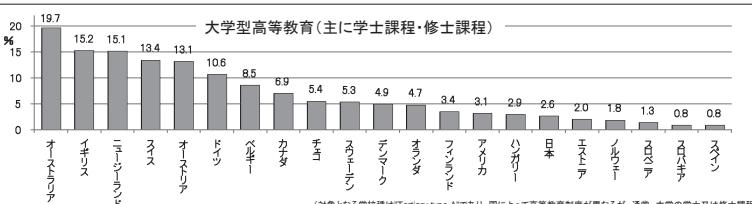
3-14 25歳以上の学士課程への入学者の割合（国際比較）



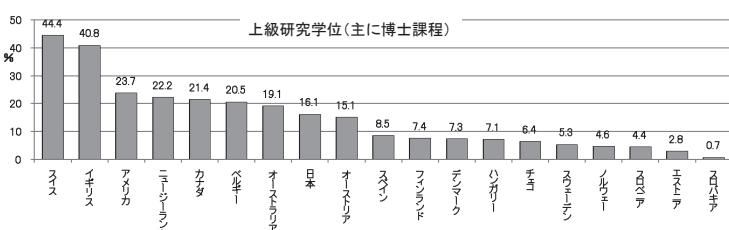
出典：OECD教育データベース（2005年）。ただし、日本の数値については、「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人学生数

3-15 学生に占める留学生の内訳

学士・修士課程については、OECD平均は7.3%、EU19カ国平均は6.3%であるのに対して、日本は2.6%にとどまる。博士課程については、OECD平均は15.9%、EU19カ国平均は11.9%であるのに対して、日本は16.1%。イギリスの40.8%、アメリカの23.7%に比較して少ない。

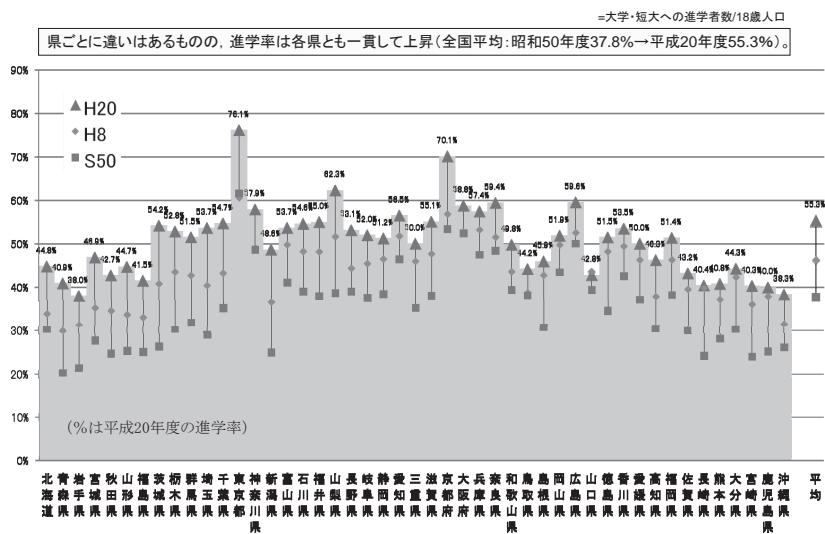


（対象となる学校種は「Tertiary-type A」であり、国によって高等教育制度が異なるが、通常、大学の学士又は修士課程）

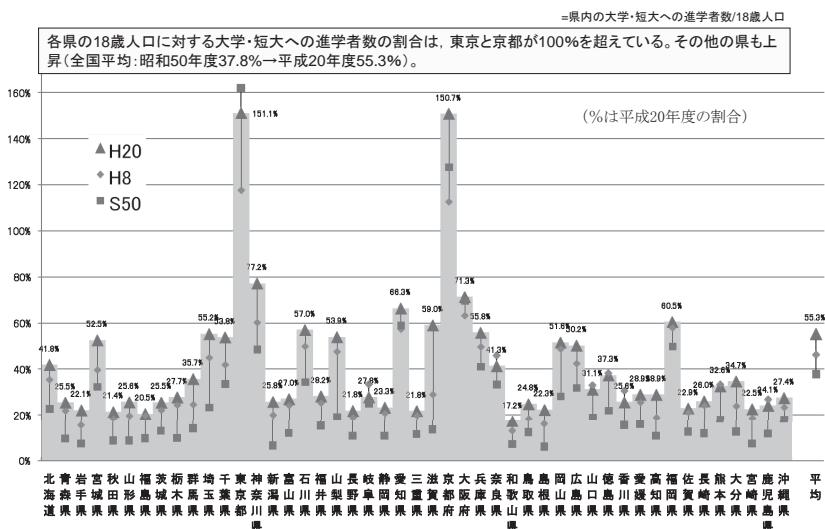


（対象となる学校種は、国によって高等教育制度が異なるが、通常、大学の博士課程）OECD, "Education at a Glance 2008" Table C3.1

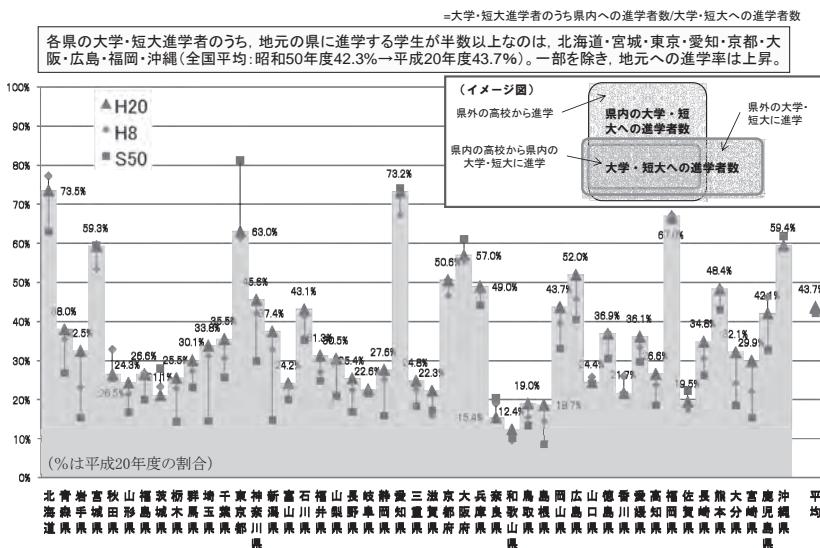
3-16 進学率の推移（都道府県別）



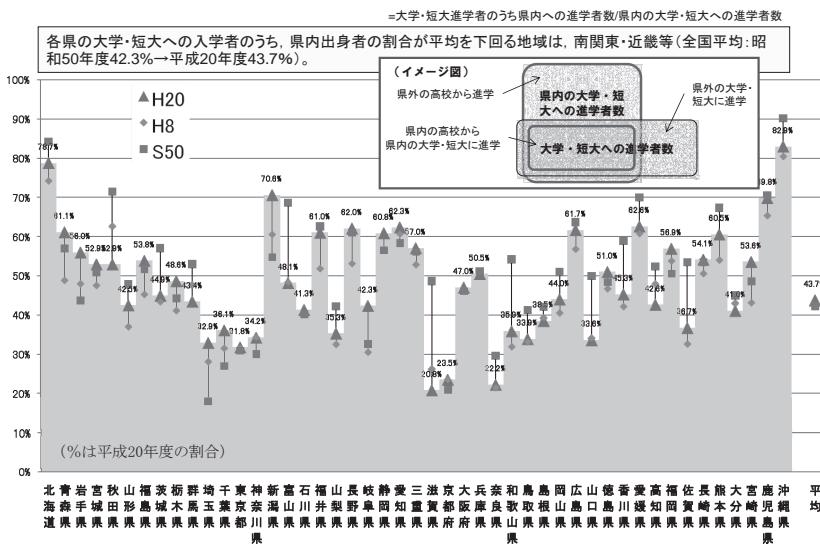
3-17 県内の18歳人口に対する進学者数の割合の推移（都道府県別）



3-18 進学者のうち県内に進学する割合の推移（都道府県別）



3-19 入学者のうち県内出身者の割合の推移（都道府県別）

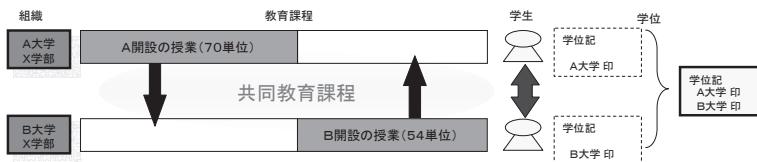


3 – 20 大学における教育課程の共同実施制度

■制度の趣旨

- 経済・社会のグローバル化の中、大学は「知の拠点」として各地域の活性化への貢献とともに、国際的な大学間競争の中で、新たな学際的・先端的領域への先導的な対応も必要。
- このため、複数の大学がそれぞれ優位な教育研究資源を結集し、共同でより魅力ある教育研究・人材育成を実現する大学間連携の仕組みを整備するもの。

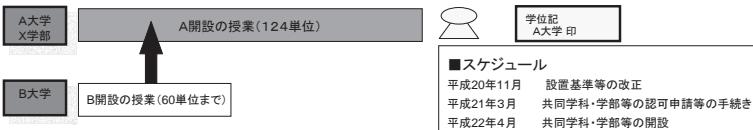
■学部段階の場合のイメージ



※構成大学のうちの他の大学における授業科目の履修を自大学の授業科目の履修とみなす。

※授業科目を「自ら」開設すること(大学設置基準第19条)の特例

(参考)現行の単位互換



3 – 21 国公私立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度の創設

- 「学術研究の推進体制に関する審議のまとめー国公私立大学等を通じた共同利用・共同研究の推進ー」(H20.5.27
科学技術・学術審議会 研究環境基盤部会報告)
 - (1)これまで国立大学の全国共同利用型の附置研究所・研究センターにおいて行われていた共同利用・共同研究システムを、公私立大学にも拡大。
 - (2)従来、一分野につき一拠点の設置を原則としてきたが、分野の特性に応じて複数設置することも可能に。また、これまでは単独の組織単位で認められてきたが、複数の研究所から構成されるネットワーク型の拠点形成も可能に。
 - (3)国公私立大学を通じた共同利用・共同研究拠点の制度的位置付けを明確化。
- 学校教育法施行規則の改正(H20.7.31)
国公私立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設。
- 大学の教育施設についても、人的・物的資源の共同利用化や有効活用の促進が必要。

共同利用・共同研究拠点システム

大学が有する大型の研究設備や大量の資料・データを全国の研究者が共同で利用し、共同研究を行うことで、大学の枠を超えて全国の研究者の知を結集し、国全体の学術研究を効果的・効率的に推進するシステム。

これまでは、19国立大学48研究所等(スーパーカミオカンデを持つ東京大学宇宙線研究所など)及び4大学共同利用機関法人16研究所(すばる望遠鏡を持つ国立天文台など)において実施され、年間合計約3万人の研究者を受け入れ、約5000件の共同利用・共同研究を実施。

これまで認定された共同利用・共同研究拠点

- 早稲田大学: イスラーム地域研究機構
- 慶應義塾大学: パネルデータ設計・解析センター
- 文化女子大学: 文化ファッション研究機構
- 大阪商業大学: JGSS研究センター
- 関西大学: ソシオネットワーク戦略研究機構
- 慶應義塾大学: Keio-Med Open Access Facility(慶應医科大学開放型研究所)
- 京都大学: 再生医学研究所

※ 国立大学については、第二期中期目標・中期計画期間の開始時期(平成22年4月)に合わせて拠点化の予定。

3-22 人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業

＜事業の概要＞

21世紀COE等で整備された人文学及び社会科学に係る学術資料やデータ等を有する既存組織のポテンシャルを最大限に活用して、共同研究を推進するため、大学等への公募・委託により一定期間(概ね5年)支援し、全国共同利用・共同研究拠点の整備を私立大学等にも拡大する。【平成21年度予算額 502百万円(20年度予算額 351百万円)】

＜事業のイメージ＞

○私立大学等を中心に共同研究拠点を採択

21世紀COEプログラム等により整備された貴重な学術資料やデータベース等の蓄積、共同利用・共同研究の実績、当該研究分野の研究者コミュニティの要望などを踏まえ、私立大学等を中心に共同研究拠点を採択。

○採択拠点において「運営委員会(仮称)を設置・運営

採択拠点においては、拠点以外の大学等の研究者を含めた、当該研究分野の研究者による「運営委員会」を設置し、研究者コミュニティの意見を反映させた運営を行う。運営委員会では、事業計画の策定、共同研究の公募・採択等を行う。



○人文学及び社会科学分野の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出

大学に蓄積された人的・物的資源を活用し、国公私立大学を通じた共同研究の促進及び研究者ネットワークの構築、並びに学術資料等の共同利用の促進等、研究体制や研究基盤を強化することにより、人文学及び社会科学分野の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出等を図る。

＜平成20年度採択拠点(5拠点)＞

早稲田大学(イスラーム地域研究機構(地域研究))、慶應義塾大学(パネルデータ設計・解析センター(経済統計学、応用経済学))、文化女子大学(文化ファッション研究機構(生活科学(服飾文化)等))、大阪商業大学(IGSS研究センター(社会学))、関西大学(ソシオネットワーク戦略研究機構(経済政策))

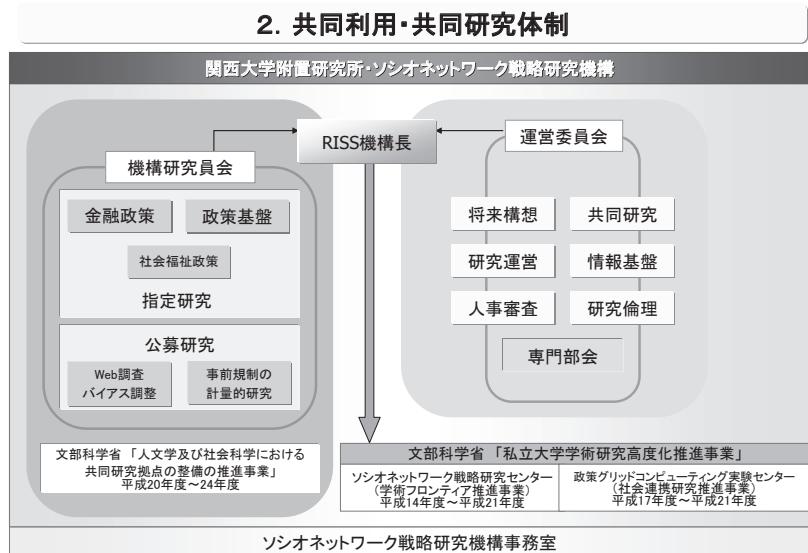
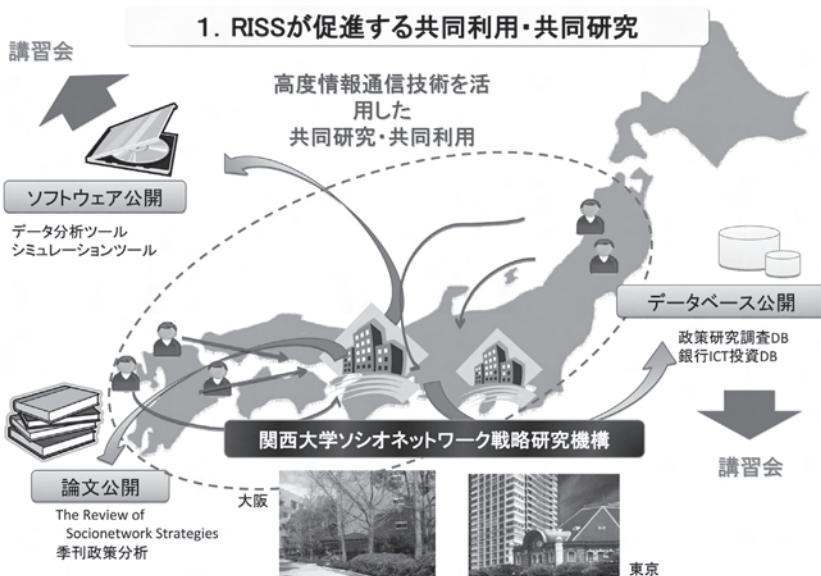
3-23 人文学及び社会科学共同研究拠点

(平成20年12月5日 大学分科会 河田悌一委員 配付資料)



関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構(RISS)

2008(平成20)年12月5日
文部科学省 中央教育審議会・大学分科会
説明資料



3. 私立大学国立大学連携型運営委員会

- ・上原洋允 学校法人関西大学理事長
- ・河田悌一 関西大学学長
- ・伊藤元重 東京大学大学院経済学研究科長
- ・吉田和男 京都大学大学院経済学研究科教授
- ・鷺田清一 大阪大学総長
- ・貞廣彰 早稲田大学政治経済学部教授
- ・猪木武徳 国際日本文化研究センター所長
- ・曾根原登 国立情報学研究所教授
- ・秋道智彌 総合地球環境学研究所副所長
- ・足立幸男 関西大学政策創造学部教授
- ・鵜飼康東 関西大学総合情報学部教授

4. 国公私立大学を越えた学際的研究者交流



5. 共同利用・共同研究実績

2007年度実績 参加機関数:38機関、参加人数:470名

■私立大学

青山学院大学、桜美林大学、大阪商業大学、慶應義塾大学、天理大学、早稻田大学

■国公立大学

愛媛大学、大阪大学、大阪市立大学、大阪府立大学、京都大学、筑波大学、東京医科歯科大学、東京学芸大学、東京工業大学、一橋大学、九州大学

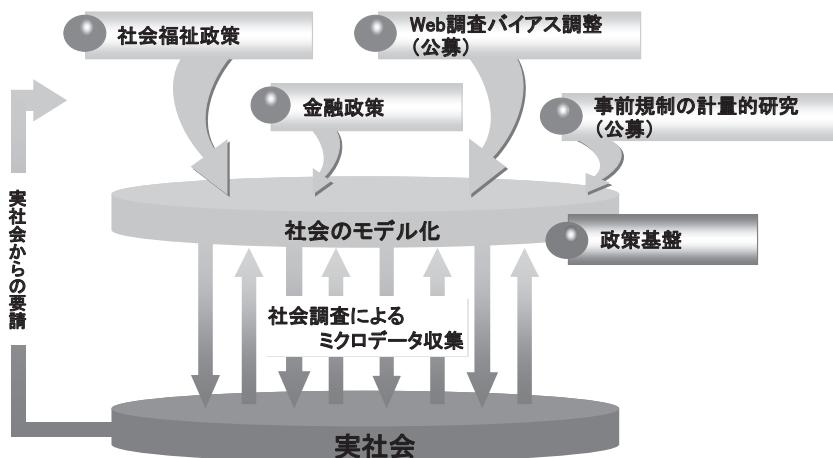
■外国大学

韓国・慶北大学、イタリア・社会科学国際自由大学(LUISS)、ニュージーランド・カンタベリー大学、ブラジル・サンパウロ大学、アメリカ合衆国・シカゴ大学、ボストン大学など

■その他研究機関

内閣府、国立情報学研究所、日本銀行、経済同友会、株式会社富士通総研、経済研究所、財団法人年金シニアプラン総合研究機構、財団法人日本看護協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、財団法人日本データ通信協会など

6. 高度情報通信技術活用型総合的政策研究の実現



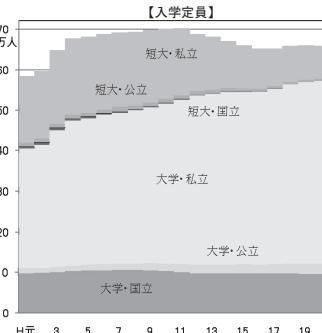
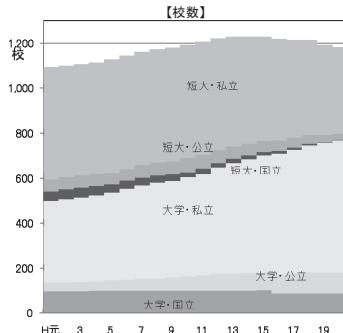
7. 日本発信の独創的学問

電子ジャーナル The Review of Socionetwork Strategies (Springer)

3-24 これまでの大学数と入学定員の減少

大学数と入学定員は、これまで増加傾向にあるが、短大を合わせると、ピーク時よりも一定の減少が見られる。

- (1) 大学数の増加の一途、短大の減少もあり、大学と短大の合計はピークより45校の減少。
- ・大学・短大数：H13の1228校→H20の1183校
うち大学数： 669校→ 765校
短大： 559校→ 418校
 - (2) 大学の入学定員の増加傾向も、短大からの転換による面もあり、大学と短大の入学定員合計はピークより4.3万人減少。
・大学・短大入学定員：H11の70.1万人→H20の65.6万人
うち大学： 52.5万人→ 57.0万人
短大： 17.6万人→ 8.8万人



3-25 大学の再編・統合等の推移

平成13年度以降、大学の再編統合を通じて、経営基盤の強化を図った例がある。国立大学：29校→14校、公立大学：18校→7校、私立大学：9校→4校。					
		国立大学	公立大学	私立大学	
H 14	4→2	茨城県立農業大学が茨城大学へ統合 茨城県立山形高等学校と茨城県立農業高等学校、山梨大学設置		2→1 大阪国際女子大学が大阪国際大学へ統合	
15	20→10	神戸開拓大学が神戸大学へ統合 九州芸術工科大学が九州大学へ統合 東京商科大学と東京水産大学が統合、東京海洋大学設置 福井大手町と福井医療大学を統合、福井大学設置 長崎大手町と長崎医療大学を統合、長崎医療大学設置 香川大学と香川医療大学を統合、香川大学設置 高知大手町と高知医療大学を統合、高知大学設置 佐賀大学と佐賀医療大学を統合、佐賀大学設置 大分大学と大分医療大学を統合、大分大学設置 宮崎大学と宮崎医療大学を統合、宮崎大学設置			
16			3→1 神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学を統合 兵庫県立大学に改置		
17	3→1	高崎大学、富山医科薬科大学、高岡短期大学が統合し、高崎大学を設置	11→4 県立広島女子大学、広島県立大学、広島県立保健福祉大学、広島県立保健医療大学、広島県立保健医療専門学校を統合、東京都立大学、東京都市立科学技術大学、東京都立保健福祉大学を統合、首都大学東京が設置 愛媛県立大学が愛媛県立大学、大阪府立看護大学を統合、大阪府立大学に改置 山梨県立看護大学が山梨県立女子短期大学を統合、山梨県立大学設置		
18					
19	2→1	大阪外国语大学が大阪大学へ統合		東和大学が学生募集停止	
20			2→1 鹿児島県立大学が長崎シーボルト大学を統合、長崎県立大学設置	5→2 北海道薬科大学が九州東海大学が、東海大学へ統合 北江薬科大学が慶應義塾大学へ統合	
21			2→1 爱知県立大学と愛知県立看護大学を統合、愛知県立大学設置	LCA大学院大学が学生募集停止 日本仁和医療科学大学 鶴見が丘学園専修大学	
計	29→14	H13年度末 99大学 H21.4.23現在 86大学(△13大学) (再編統合以外で、1大学を設置)	18→7 H13年度末 74大学 H21.4.23現在 77大学(+3大学) (再編統合以外で、13大学を設置)	9→4 H13年度末 498大学 H21.4.23現在 598大学(+100大学) (再編統合以外で、107大学を設置)	

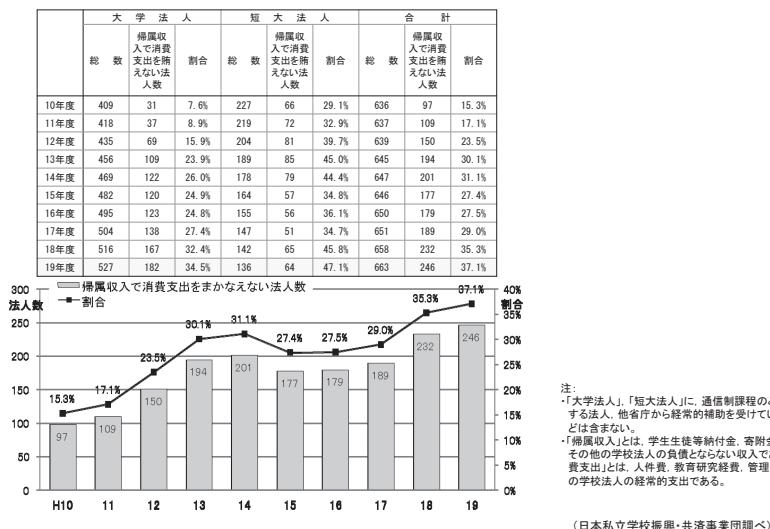
短期大学は含まれない、ただし高岡短期大学(国立)及び山梨県立女子短期大学(公立)は、再編統合に係る増減数に含む。

3-26 学校法人の合併の推移

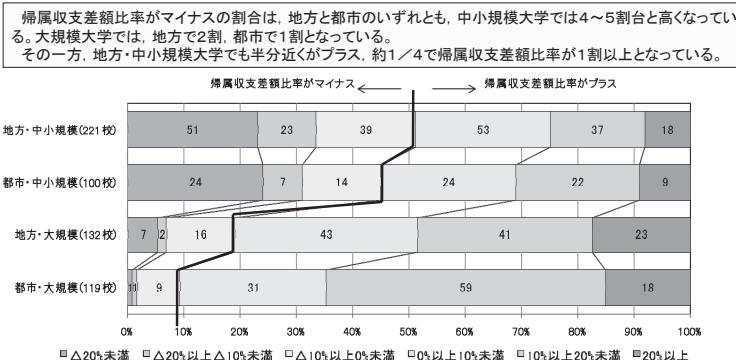
平成10年度以降、文部科学大臣所轄学校法人（大学法人、短大法人）において合併した事例。				
		合併前の法人名	合併後の法人名	
H14	浄土宗教資本 ・佛教大学 ・佛教大学付属幼稚園	華頂学園 ・華頂短期大学 ・華頂女子高等学校 ・華頂女子中学校 ・華頂幼稚園	浄土宗教資本 ・佛教大学 ・佛教大学付属幼稚園 ・佛教女子大学 ・佛教女子高等學校 ・佛教女子中学校 ・華頂幼稚園	
H15	東北文化学園大学 ・東北文化学園大学	頌美学園 ・アレン国際短期大学 ・久慈幼稚園	東北文化学園大学 ・東北文化学園大学 ・アレン国際短期大学（H18年度 延期認可） ・久慈幼稚園	
H20	慶應義塾 ・慶應義塾大学 ・慶應義塾高等学校 ほか3高等学校 ・慶應義塾普道部 ほか2中等部 ・慶應義塾幼稚舎 ・慶應義塾外国语学校	共立薬科大学 ・共立薬科大学	慶應義塾 ・慶應義塾大学 ・慶應義塾高等学校 ほか3高等学校 ・慶應義塾普道部 ほか2中等部 ・慶應義塾幼稚舎 ・慶應義塾外国语学校 ・共立薬科大学（H19年度 延期認可）	
H21	都築学園 ・第一薬科大学 ・福岡第一高等学校 ほか1高等学校 ・みどりや高等学校 ほか1分野認定 ・第一自動車整備専門学校 ほか4専門学校	都築インターナショナル学園 ・日本薬科大学 ・東京介護専門学校 ・ほか1専門学校	姫路学院 ・近畿医療福祉大学	都築学園 ・第一薬科大学 ・福岡第一高等学校 ほか1高等学校 ・みどりや高等学校 ほか1分野認定 ・第一自動車整備専門学校 ほか4専門学校 ・日本薬科大学 ・東京介護専門学校 ほか1専門学校 ・近畿医療福祉大学
	関西学院 ・関西学院大学 ・関西学院高等部 ・関西学院中等部 ・関西学院初等部	聖和大学 ・聖和大学 ・聖和大学短期大学部 ・聖和大学附属幼稚園		関西学院 ・関西学院大学 ・関西学院高等部 ・関西学院中等部 ・関西学院初等部 ・聖和大学短期大学部 ・聖和大学附属幼稚園

学校法人名・学校名は、合併前法人については合併認可申請時、合併後法人については合併認可時のみ。
このほか、文部科学大臣所轄学校法人と都道府県知事所轄学校法人との合併は、平成10年度以降、22事例がある。

3-27 帰属収入で消費支出を賄えない学校法人の推移



3-28 帰属収支差額比率の大学類型別の分布



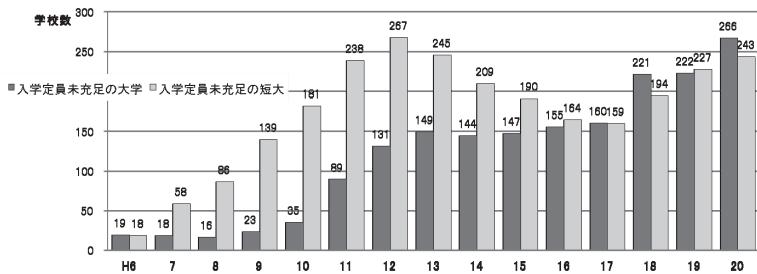
「帰属収支差額比率」は、帰属収入と消費支出の差額(帰属収支差額)の帰属収入に対する比率であり、単年度の収入と支出の間のバランスを全体的に把握するための指標。
 ・都市：政令指定都市、東京23区
 ・地方：上記以外
 ・大規模：在籍学生数が2000人以上
 ・中小規模：在籍学生数が2000人未満
 (なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲内にある大学数を示す。)

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	221	38.6	203,754	10.0
都市・中小規模	100	17.5	92,254	4.5
地方・大規模	132	23.1	663,960	32.6
都市・大規模	119	20.8	1,075,644	52.8
計	572	100.0	2,035,612	100.0

「月報私学」平成19年度8月号掲載の図表データ(東京大学 大学総合教育研究センター助教 向角圭希子)を平成19年度決算時点のデータに更新

3-29 私立大学・短期大学の入学定員充足状況

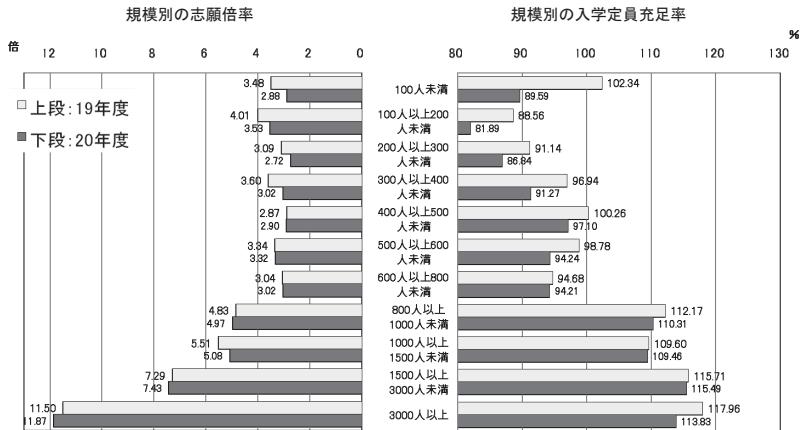
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
大学数	401	410	419	425	439	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565
入学定員未充足の大学	19	18	16	23	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266
未充足割合	4.7%	4.4%	3.8%	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%
短大数	493	491	491	493	486	469	460	449	435	416	400	383	373	365	360
入学定員未充足の短大	18	58	86	139	181	238	267	245	209	190	164	159	194	227	243
未充足割合	3.7%	11.8%	17.5%	28.2%	37.2%	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.5%



注:大学数・短大数に、学生募集停止中の学校、通信制課程・大学院だけを設置する学校は含まない。

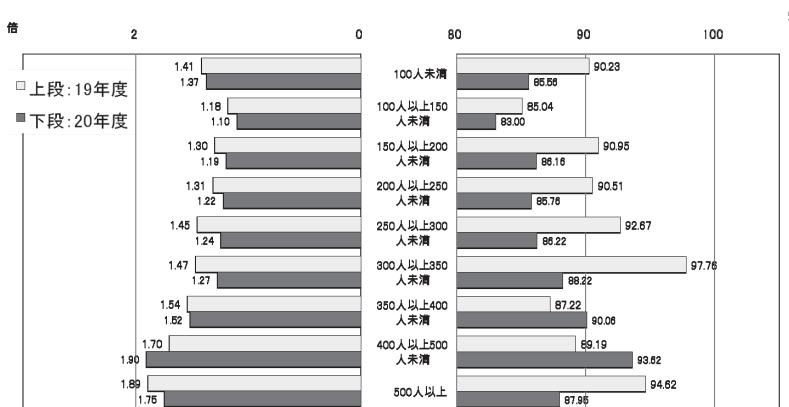
(日本私立学校振興・共済事業団調べ)

3-30 規模別の入学定員充足率 (大学)



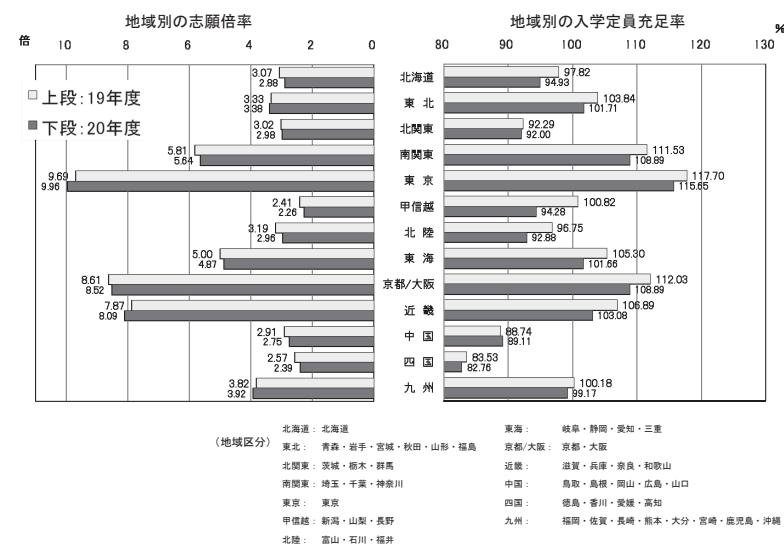
(日本私立学校振興・共済事業団調べ)

3-31 規模別の入学定員充足率（短大）

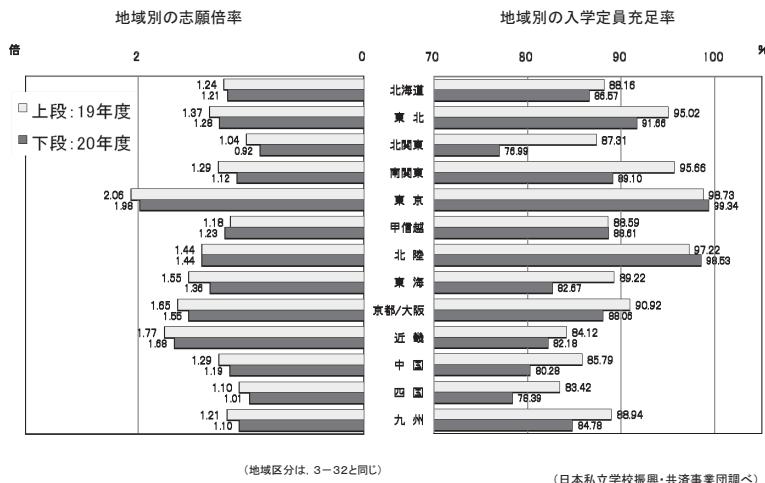


(日本私立学校振興・共済事業団調べ)

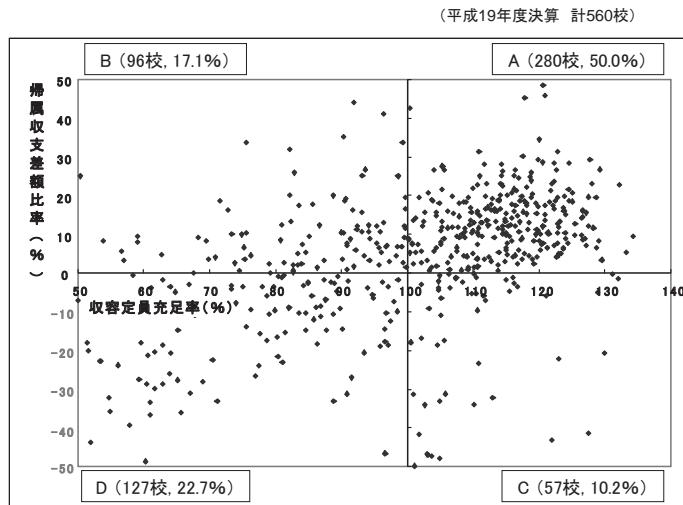
3-32 地域別の入学定員充足率（大学）



3-33 地域別の入学定員充足率（短大）



3-34 収容定員充足率と帰属収支差額比率（大学）



日本私立学校振興・共済事業団「平成20年度版 大学経営の実例集」より

3-35 将来の地域別人口推計

我が国の人口は、減少傾向期に入りており、平成42年には、17年の水準の90%。ただし、減少率は地域によって異なり、最も減少する東北・四国地方の82%に対して、東京はほぼ現状維持。

	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)
人数(単位:千人)	北海道	5,628	5,513	5,360	5,166	4,937	4,684
	東北	9,635	9,372	9,060	8,692	8,289	7,866
	北関東	7,016	6,943	6,812	6,631	6,414	6,168
	南関東	21,902	22,152	22,139	21,925	21,527	20,970
	東京	12,577	12,906	13,059	13,104	13,047	12,905
	甲信越	5,512	5,392	5,234	5,043	4,835	4,616
	北陸	3,107	3,052	2,973	2,875	2,764	2,645
	東海	15,021	15,074	14,969	14,744	14,429	14,044
	京都・大阪	11,465	11,365	11,171	10,891	10,532	10,113
	近畿	9,428	9,348	9,186	8,954	8,667	8,342
	中国	7,676	7,540	7,349	7,109	6,834	6,538
	四国	4,086	3,980	3,846	3,687	3,514	3,334
	九州	14,715	14,539	14,272	13,913	13,480	12,997
	全国	127,768	127,176	125,430	122,735	119,270	115,224
平成17年の 人口を100 とした場合	北海道	100.0	98.0	95.2	91.8	87.7	83.2
	東北	100.0	97.3	94.0	90.2	86.0	81.6
	北関東	100.0	99.0	97.1	94.5	91.4	87.9
	南関東	100.0	101.1	101.1	100.1	98.3	95.7
	東京	100.0	102.6	103.8	104.2	103.7	102.6
	甲信越	100.0	97.8	95.0	91.5	87.7	83.7
	北陸	100.0	98.2	95.7	92.5	88.9	85.1
	東海	100.0	100.4	99.6	98.2	96.1	93.5
	京都・大阪	100.0	99.1	97.4	95.0	91.9	88.2
	近畿	100.0	99.1	97.4	95.0	91.9	88.5
	中国	100.0	98.2	95.7	92.6	89.0	85.2
	四国	100.0	97.4	94.1	90.2	86.0	81.6
	九州	100.0	98.8	97.0	94.6	91.6	88.3
	全国	100.0	99.5	98.2	96.1	93.3	90.2

国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)結果表・表1(1)に基づいて作成(出生中位・死亡中位で仮定)

3-36 将来の地域別0-19歳人口推計

今後の我が国の若年層人口は、総人口以上のベースで減少し、平成42年には、17年の水準の64%に下がる。もっとも減少する北海道が55%であり、東京は76%に減少。

	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)
人数(単位:千人)	北海道	1,013	901	803	710	625	560
	東北	1,854	1,659	1,489	1,331	1,194	1,087
	北関東	1,372	1,262	1,156	1,038	930	848
	南関東	4,101	3,906	3,636	3,284	2,938	2,687
	東京	2,014	1,984	1,919	1,801	1,657	1,522
	甲信越	1,055	966	874	778	698	639
	北陸	593	548	501	447	399	365
	東海	2,964	2,801	2,614	2,373	2,148	1,990
	京都・大阪	2,153	2,029	1,878	1,677	1,496	1,363
	近畿	1,854	1,719	1,579	1,412	1,261	1,154
	中国	1,463	1,343	1,230	1,104	988	903
	四国	752	682	618	549	487	441
	九州	2,991	2,741	2,525	2,307	2,105	1,943
	全国	24,178	22,542	20,823	18,810	16,925	15,502
平成17年の 人口を100 とした場合	北海道	100.0	89.0	79.3	70.2	61.7	55.3
	東北	100.0	89.5	80.3	71.8	64.4	58.6
	北関東	100.0	92.0	84.3	75.7	67.8	61.8
	南関東	100.0	95.2	88.7	80.1	71.6	65.5
	東京	100.0	98.5	95.3	89.4	82.3	75.6
	甲信越	100.0	91.5	82.8	73.7	66.2	60.6
	北陸	100.0	92.4	84.6	75.4	67.2	61.5
	東海	100.0	94.5	88.2	80.1	72.5	67.1
	京都・大阪	100.0	94.3	87.3	77.9	69.5	63.3
	近畿	100.0	92.7	85.2	76.1	68.0	62.2
	中国	100.0	91.8	84.1	75.5	67.5	61.8
	四国	100.0	90.7	82.2	73.0	64.7	58.6
	九州	100.0	91.6	84.4	77.1	70.4	65.0
	全国	100.0	93.2	86.1	77.8	70.0	64.1

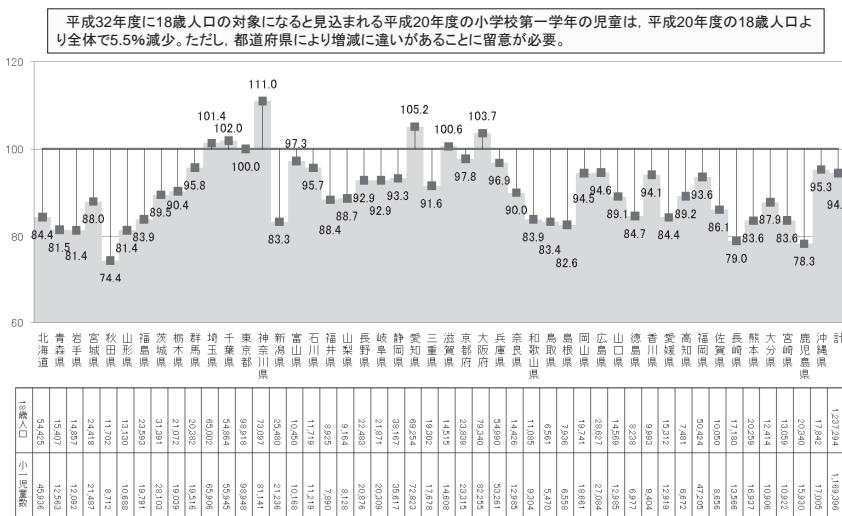
国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)結果表・表3(1)に基づいて作成(出生中位・死亡中位で仮定)

3-37 将来の地域別 65 歳以上人口推計

		我が国の総人口が減少する中、65歳以上の人口は大きく増加し、平成42年には17年の水準の42%増となる。もっとも少ない四国は20%であり、南関東は73%増加する。						
		平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)
人数(単位:千人)	北海道	1,207	1,354	1,552	1,665	1,678	1,669	1,650
	東北	2,233	2,380	2,610	2,766	2,797	2,765	2,703
	北関東	1,385	1,572	1,818	1,968	2,010	2,015	2,025
	南関東	3,711	4,616	5,571	6,050	6,213	6,406	6,713
	東京	2,325	2,729	3,158	3,341	3,426	3,608	3,895
	甲信越	1,298	1,399	1,538	1,605	1,606	1,591	1,578
	北陸	690	761	865	901	898	888	877
	東海	2,878	3,345	3,872	4,104	4,159	4,224	4,327
	京都・大阪	2,179	2,602	3,033	3,164	3,134	3,134	3,192
	近畿	1,896	2,188	2,524	2,666	2,691	2,708	2,736
	中国	1,764	1,941	2,179	2,269	2,260	2,215	2,177
	四国	992	1,063	1,183	1,228	1,219	1,190	1,156
	九州	3,203	3,462	3,878	4,169	4,264	4,255	4,220
	全国	25,761	29,412	33,781	35,899	36,354	36,670	37,249
平成17年の人口を100とした場合	北海道	100.0	112.2	128.5	137.9	139.0	138.3	136.7
	東北	100.0	106.6	116.9	123.9	125.3	123.8	121.1
	北関東	100.0	113.5	131.2	142.0	145.1	145.5	146.2
	南関東	100.0	124.4	150.1	163.1	167.4	172.6	180.9
	東京	100.0	117.4	135.8	143.7	147.4	155.2	167.6
	甲信越	100.0	107.7	118.5	123.7	123.7	122.6	121.6
	北陸	100.0	110.2	125.3	130.5	130.1	128.6	127.1
	東海	100.0	116.2	134.5	142.6	144.5	146.8	150.3
	京都・大阪	100.0	119.4	139.2	145.2	143.8	143.9	146.5
	近畿	100.0	115.4	133.1	140.8	142.0	142.8	144.3
	中国	100.0	110.0	123.5	128.6	128.1	125.6	123.4
	四国	100.0	107.2	119.3	123.8	123.0	120.0	116.6
	九州	100.0	108.1	121.1	130.2	133.1	132.8	131.7
	全国	100.0	114.2	131.1	139.4	141.1	142.3	144.6

国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)結果表・表2(5)を基に作成(出生中位・死亡中位で仮定)

3-38 平成 20 年度の 18 歳人口を 100 とした場合の、平成 20 年度の小学校第一学年の児童数の値



(参考)(平成20年度の人口)

文部科学省「学校基本調査平成20年度版」を基に作成

3-39 財務関係書類の情報公開の比較

	国立大学法人	公立大学法人	学校法人	公益法人		社会福祉法人	医療法人	更生保護法人	宗教法人
				一般	公 益				
根拠法	国立大学法人法	地方独立行政法人法	私立学校法	一般社団・一般財團法	一般社団・一般財團法	社会福祉法	医療法	更生保護法	宗教法人法
公開範囲	・貸借対照表 ・損益計算書 ・利益の割合又は損失の処理に関する書類 ・キャッシュ・フロー計算書 ・国立大学法人等業務実施方針 ・附属明細書 ・事業報告書 ・監査及び会計監査人の意見を記載した書面 (該当がある場合は連結財務諸表も对象)	・貸借対照表 ・損益計算書 ・利益の割合又は損失の処理に関する書類 ・キャッシュ・フロー計算書 ・国立大学法人等業務実施方針 ・附属明細書 ・監査報告書 ・監査意見を記載した書面	・貸借対照表 ・貸借目録 ・収支計算書 ・事業報告書 ・監査報告書 ・監査の意見を記載した書類等(監査報告書等を含む)	・貸借対照表 ・貸借目録 ・収支計算書 ・事業報告書 ・監査報告書 ・監査の意見を記載した書類等(監査報告書等を含む)	・貸借対照表 ・貸借目録 ・収支計算書 ・事業報告書 ・監査報告書 ・監査の意見を記載した書類等(監査報告書等を含む)	・事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・附属明細書(一部法人について) ・監査報告書(一部法人に限る)	・事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・監査報告書(一部法人に限る) ・特別会計計算書(同上) ・キャッシュ・フロー計算書(同上) ・附属明細(同上)	・事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・監査報告書(一部法人に限る) ・特別会計計算書(同上) ・キャッシュ・フロー計算書(同上) ・附属明細(同上)	・財産目録 ・収支計算書 ・貸借対照表 ・公益事業その他の事業に付する書類
公開対象者	何人も可	何人も可	設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人	社団・社員と債権者 財団・評議員と債権者	何人も可	福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人	社員、評議員、債権者(都道府県に提出された文書は、何人も都道府県で閲覧可)	何人も可	信者その他の利害関係者
公告	・貸借対照表 ・損益計算書 ・利益の割合又は損失の処理に関する書類 ・キャッシュ・フロー計算書 ・国立大学法人等業務実施方針 ・附属明細書 (該当がある場合は連結財務諸表も对象)	・貸借対照表 ・損益計算書 ・利益の割合又は損失の処理に関する書類 ・キャッシュ・フロー計算書 ・国立大学法人等業務実施方針 ・附属明細書 ・監査報告書 ・監査の意見を記載した書類	なし	・貸借対照表 ・損益計算書(大規模法人のみ)	・貸借対照表 ・損益計算書(大規模法人のみ)	なし	なし	なし	なし

※公益法人に関しては、全体の十分の一(これを下回る割合を定めた時はその割合)以上の議決権を有する社員(財団法人の場合は評議員)は、会計帳簿又はこれに関する資料も閲覧できる。

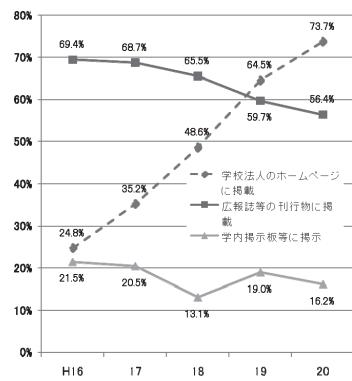
3-40 平成20年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果

① 一般公開の状況と方法

(複数回答)

全法人数	大学法人		短大法人等	合 計
	平成20年度	537	128	665
	平成19年度	530	138	668
財務情報等の一般公開を行っている法人	平成20年度	500 (93.1%)	96 (75.0%)	596 (89.6%)
	平成19年度	489 (92.3%)	108 (78.3%)	597 (89.4%)

公開方法	学校法人のホームページに掲載	427 (79.5%)	63 (49.2%)	490 (73.7%)
	広報誌等の刊行物に掲載	329 (61.3%)	46 (35.9%)	375 (56.4%)
	学内掲示板等に掲示	81 (15.1%)	27 (21.1%)	108 (16.2%)



注:

・単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合

・「大学法人」とは、大学を設置している学校法人(依然大学を除く)。「短大法人等」とは、大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人。

・「一般公開」とは、利害関係者の間接的又は直接的(受取人等を含む)に対し、学校法人等のホームページの掲載、広報誌等の刊行物(パンフレット等を含む)への掲載等の方法により、財務情報を公開すること。

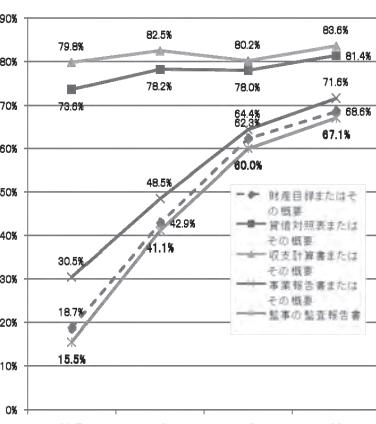
・「財務情報等」とは、平成19年度終了後2ヶ月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書。

② 一般公開の内容（ホームページ・広報誌等の刊行物について）

区分	大学法人	短大法人等	合 計
全法人数	537	128	665
財産目録またはその概要	398 (73.7%)	60 (46.9%)	456 (68.6%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	378 (70.4%)	54 (42.2%)	432 (65.0%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	78 (14.5%)	14 (10.9%)	92 (13.8%)
貸借対照表またはその概要	404 (68.4%)	77 (60.2%)	541 (81.4%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	422 (78.6%)	61 (47.7%)	483 (72.6%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	300 (55.9%)	40 (31.3%)	340 (51.1%)
収支計算書またはその概要	474 (88.3%)	82 (64.1%)	556 (83.0%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	424 (79.0%)	62 (48.4%)	486 (73.1%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	324 (60.3%)	45 (35.2%)	369 (55.5%)
事業報告書またはその概要	406 (75.6%)	70 (54.7%)	476 (71.6%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	381 (70.9%)	57 (44.5%)	438 (65.9%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	111 (20.7%)	25 (19.5%)	136 (20.5%)
監事の監査報告書	387 (72.1%)	59 (46.1%)	446 (67.1%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	369 (68.7%)	53 (41.4%)	422 (63.5%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	57 (10.6%)	10 (7.8%)	67 (10.1%)

注:

・単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合
 「大学法人」とは、大学を設置している学校法人(放送大学学園を除く)。「短大法人等」とは、大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人。
 「一般公開」とは、利害関係者への開示以外でなく一般(受験生等を含む)に対し、学校法人等のホームページへの掲載、広報誌等の刊行物(パンフレット等を含む)への掲載等の方法により、財務情報等を公開すること。
 「財務情報等」とは、平成19年度終了後2ヶ月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書。



③ 私立学校法第47条に基づいて作成する「事業報告書」の記載内容

法人の概要	全法人数	大学法人	短大法人等	合 計	
		537	128	665	
設置する学校・学部・学科等	513 (95.5%)	120 (93.8%)	633 (95.2%)		
設置する学校・学部・学科等の入学定員	452 (84.2%)	107 (83.6%)	559 (84.1%)		
設置する学校・学部・学科等の収容定員	403 (75.0%)	92 (71.9%)	495 (74.4%)		
設置する学校・学部・学科等の入学者数	317 (59.0%)	85 (66.4%)	402 (60.5%)		
設置する学校・学部・学科等の在籍者数	497 (92.6%)	123 (96.1%)	620 (93.2%)		
理事・評議員・監事	479 (89.2%)	105 (82.0%)	584 (87.8%)		
教職員	495 (92.2%)	118 (92.2%)	613 (92.2%)		
建学の理念・教育目標	274 (51.0%)	58 (45.3%)	332 (49.9%)		
法人の沿革	307 (57.2%)	52 (40.6%)	359 (54.0%)		
事業の概要	当該年度の事業の概要、主な事業の目的・計画、計画の進捗状況	529 (98.5%)	115 (89.8%)	644 (96.8%)	
	入学志願者数、受験者数、合格者数等の入学試験に関する状況	224 (41.7%)	54 (42.2%)	278 (41.8%)	
	卒業者数、修了者数、学位授与数等の状況	144 (26.8%)	34 (26.6%)	178 (26.8%)	
	学生の就職・進学の状況	216 (40.2%)	53 (41.4%)	269 (40.5%)	
	今後の課題	163 (30.4%)	32 (25.0%)	195 (29.3%)	
財務の概要	財務の概要を経年比較した内容	379 (70.6%)	84 (65.6%)	463 (69.6%)	
	当該年度の決算の概要	435 (81.0%)	88 (68.8%)	523 (78.6%)	
	主な財務比率	296 (55.1%)	47 (36.7%)	343 (51.6%)	
	主な施設設備の整備状況	218 (40.6%)	46 (35.9%)	264 (39.7%)	

注:

・単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合
 「大学法人」とは、大学を設置している学校法人(放送大学学園を除く)。「短大法人等」とは、大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人。

④ 情報公開に当たっての工夫

(平成20年度・複数回答)

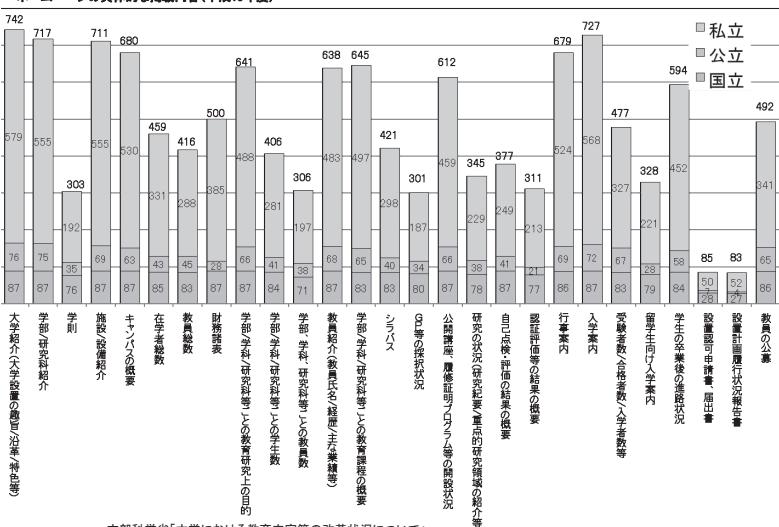
	大学法人	短大法人等	合 計
全法人数	537	128	665
一般公開に当たって財務情報等を分かりやすく説明するための資料を作成している法人	350 (65.2%)	54 (42.2%)	404 (60.8%)
資料の内容	財務状況を般的に説明する資料	293 (54.6%)	39 (30.5%)
	各科目の平易な説明する資料	132 (24.6%)	13 (10.2%)
	経年推移の状況が分かる資料	228 (42.5%)	31 (24.2%)
	財務比率等を活用して財務分析をしている資料	185 (34.5%)	22 (17.2%)
	グラフや図表を活用した資料	190 (35.4%)	18 (14.1%)
	学校会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料	69 (12.8%)	7 (5.5%)
			76 (11.4%)

注:

- ・単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合
- ・「大学法人」とは、大学を設置している学校法人(放送大学園を除く)。「短大法人等」とは、大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人。
- ・「一般公開」とは、利害関係者への開示以外で広く一般(受験生等を含む)に対し、学校法人等のホームページでの掲載、広報誌などの刊行物(パンフレット等を含む。)への掲載等の方法により、財務情報を公開すること。
- ・「財務情報等」とは、平成19年度終了後2ヶ月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書。

3-41 大学における情報の積極的な提供に関する取組

ホームページの具体的な掲載内容(平成19年度)



文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」

3 – 42 定員超過・定員割れに関する取扱いの概要

1. 定員超過の場合

国立大学

○ 運営費交付金の取扱い

- 一定の定員超過率以上の学部等の学生数分の授業料収入相当額(超過授業料収入相当額)の100%を、運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、中期目標期間終了時に国庫納付。

年度	定員超過率
平成20年度	130%以上
平成21年度	120%以上
平成22年度～	110%以上 (小規模学部は120%以上)

小規模学部：入学定員100人以下の学部

2年次編入者は平成21年度から、3年次編入者は平成22年度から適用

私立大学

○ 経常費補助金の取扱い

- 一定の定員超過率以上である学部等への経常費補助金を減額。

学部等の定員超過率(医・歯学部を除く) (在籍学生数/収容定員(%))(H19年度)	105~106	107~109	110~114	115~144	145~
減額率	0%	▲3%	▲6%	(以下▲3%ごとに措置)	▲27%

(医・歯学部については別表)

- 表の①又は②の定員超過率にある学部等への経常費補助金を不交付。

年 度	①収容定員 〔在籍学生数 / 収容定員〕	② 入学定員 (入学者数 / 入学定員)	
		学部等 (医・歯学部を除く)	(経過措置)
平成20年度	1. 50倍以上	1. 30倍以上	(1. 40倍以上)
平成21年度	〃	〃	(1. 37倍以上)
平成22年度	〃	〃	(1. 34倍以上)
平成23年度	〃	〃	—

(医・歯学部については別表)

- 上記のほかに一定の定員超過率である学部等への経常費補助金を不交付とする措置がある。

公私立大学

○ 設置認可の取扱い

- 「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」により、以下の要件に該当する学部等の設置は認可しない(同一の法人が設置する大学等に全て適用)。(なお、国立大学に関する意見伺いに際しても、上記基準に準じた取扱いをしている)

	大学(学部)	短大	高専
チェック対象組織	学部ごと	学科ごと	学科ごと
平均入学定員超過率	1. 3倍以上	1. 3倍以上	1. 3倍以上

*対象期間について、修業年限が6年の大学の学部に関しては過去6年、修業年限が3年の短大の学科に関しては過去3年

2. 定員割れの場合

国立大学

○ 運営費交付金の取扱い

- 収容定員充足率が一定率を下回った場合、運営費交付金の積算のうち学生の受入に要する経費として措置している額のうち未足部分に相当する額を、運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、中期目標終了時に国庫納付。

年 度	学生収容定員に対する在籍者数の割合
平成16~18年度	85%
平成19~21年度	90%

国庫納付額 = (学生収容定員 - 在籍者数) × 学生一人当たり教育費単価
学生収容定員・中期計画の別表に掲げられた収容定員
在籍者数: 学校基本調査(学生教職員等状況集: 5月1日現在)による学生数
学生一人当たり教育費単価: 実収容定員が一人増加した際の所要額とし、
教育研究組織係数(運営費交付金の算定に用いる係数)に基づき算出する。

私立大学

○ 経常費補助金の取扱い

- 学生収容定員に対する在籍学生数が一定率を下回る学部等に対する経常費補助金を減額。

学部等 (医・歯学部を除く)	最小減額率		充足率の低下に伴い減額率は増加	最大減額率	
	収容定員充足率(%)	減額率		収容定員充足率(%)	減額率
平成19年度	88~84	▲3%		59未満	▲18%
平成20年度	90~87	▲2%		59未満	▲23%
平成21年度	90~87	▲2%		55未満	▲30%

(医・歯学部については別表)

- 学生収容定員に対する在籍学生数の収容定員に対する割合が50%以下である学部等に対する経常費補助金を不交付。